



**MEXT**

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

**資料5 - 3**

**第4回 法曹養成制度改革顧問会議  
文部科学省 説明資料**

**法科大学院の現状とその改善方策について**

**平成25年12月9日**

# 法科大学院に関する政府方針とその対応

	「法曹養成制度改革の推進について」 (平成25年7月16日 法曹養成制度関係閣僚会議決定)	期限	文部科学省における 現在の進捗状況
規模の問題	文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(以下「中教審」という。)の審議を踏まえ、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方を検討して結論を得た上、その結論に沿った実施を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以内に結論</li> <li>2年以内に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的支援の見直しの更なる強化策(平成25年11月公表)により組織見直しを促進</li> </ul> <p>➡ 上記強化策を踏まえ、各法科大学院で状況の改善に向けた取組を検討中</p>
	閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて検討し、結論を得る。法務省は、その結論に沿った実施を開始する。最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以内に結論</li> <li>2年以内に実施／実施を期待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中教審組織見直し促進に関する検討WGにおいて調査検討の経過報告を平成25年11月に取りまとめ(更に中教審において検討中)</li> </ul>
	上記の施策を講じてても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において検討し、結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年以内に検討・結論</li> </ul>	<p>➡ 今後、中教審にて提言を取りまとめ、それに基づき施策を推進</p>
先導的取組の支援策	文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を検討して結論を得た上、その結論に沿った実施を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以内に結論</li> <li>2年以内に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的支援の見直しの更なる強化策(平成25年11月公表)により加算の可能性がある取組として教育システム構築や教育プログラム開発など先導的な取組を支援</li> </ul> <p>➡ 今後、上記強化策を通じて対応</p>
教育の質の問題	文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験(仮称)」の早期実現を目指すとともに、これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年以内に検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中教審共通到達度確認試験等に関する検討WGにおいて調査検討の経過報告を平成25年11月に取りまとめ(更に中教審において検討中)</li> </ul>
	閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験(仮称)」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年以内に検討</li> </ul>	<p>➡ 今後、中教審にて提言を取りまとめ、それに基づき施策を推進</p>
	文部科学省は、これらの検討を受けて、試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験(仮称)」の実施準備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年以内に試行開始目標</li> </ul>	
	文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討し、実施準備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以内に検討・実施準備</li> </ul>	

# 法科大学院改革のこれまでの推進状況

◎プロセスとしての法曹養成を導入

## プロセスとしての法曹養成

### 21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹の養成を目指す

- 法科大学院を中核とするプロセス養成の整備
- 法曹人口の大幅な拡大（年間3,000人を目標）
- 法科大学院の教育水準（約7～8割の者が司法試験に合格できるよう充実した教育）
- 法科大学院の参入を広く認める仕組み
- 認証評価の実施

### 【教育上の成果】

- ・ 多様な人材の受入れの実現
- ・ 教育課程を通じて法的素養を培う教育方法等の確立
- ・ リーガルマインドに基づく課題解決能力等の涵養
- ・ 体験的な学修機会の提供
- ・ 理論と実務の架橋の確立

## 「第1の改革」での対応

### ■顕在化した課題

H21.4～

- 入口（法科大学院入学者）と出口（司法試験合格者）のミスマッチ → 合格率の低迷
- その他、教育の質、評価、志願者の減少に伴う入学者の確保など、質の向上が課題

### 【第1の改革】

- ◎ 教育体制の見直し
  - ・ 入学定員の縮減
  - ・ 競争倍率確保の指導
  - ・ 課題校への公的支援の見直し
- ◎ その他総合的な改善方策
  - ・ 教育の質の改善
  - ・ 評価システムの改善
  - ・ 入学者の質の確保

### 【第1の改革】の結果

24年度時点

- 教育体制の見直し
  - ・ 実入学者は5,784人から3,150人へ
  - ・ 6校が学生募集停止を発表
- 質の向上方策
  - ・ 進級判定の厳格化により、標準修業年限修了率は80.6%から68.7%へ

## 「第2の改革」での対応

### ■現在抱える課題

H24.7～ / 25年度時点

#### ● 法科大学院ごとの差が拡大

- ・ 司法試験合格率が全国平均の半分未満の大学が、24校

### 公的支援の更なる見直し

- ・ 財政支援減額の仕組みを強化し、課題校の組織見直しを促進  
(上記24校の25年度入学者合計は、全体の6.2%まで減)

### 入学定員・組織見直しの検討要請

- ・ 全法科大学院に対し、政府の検討状況等を踏まえ、入学定員の縮減、組織見直しを要請  
(学生募集停止を発表した法科大学院は、8校)  
(26年度入学定員は、前年度比約450人(10%以上)の減の見込み)

#### ● 法学未修者教育の充実が必要

(既修者) ⇄ (未修者)

- |              |       |       |
|--------------|-------|-------|
| ・ 司法試験単年合格率: | 38.4% | 16.6% |
| ・ 標準修業年限修了率: | 85.8% | 53.0% |

### 中教審特別委員会で検討

24年12月

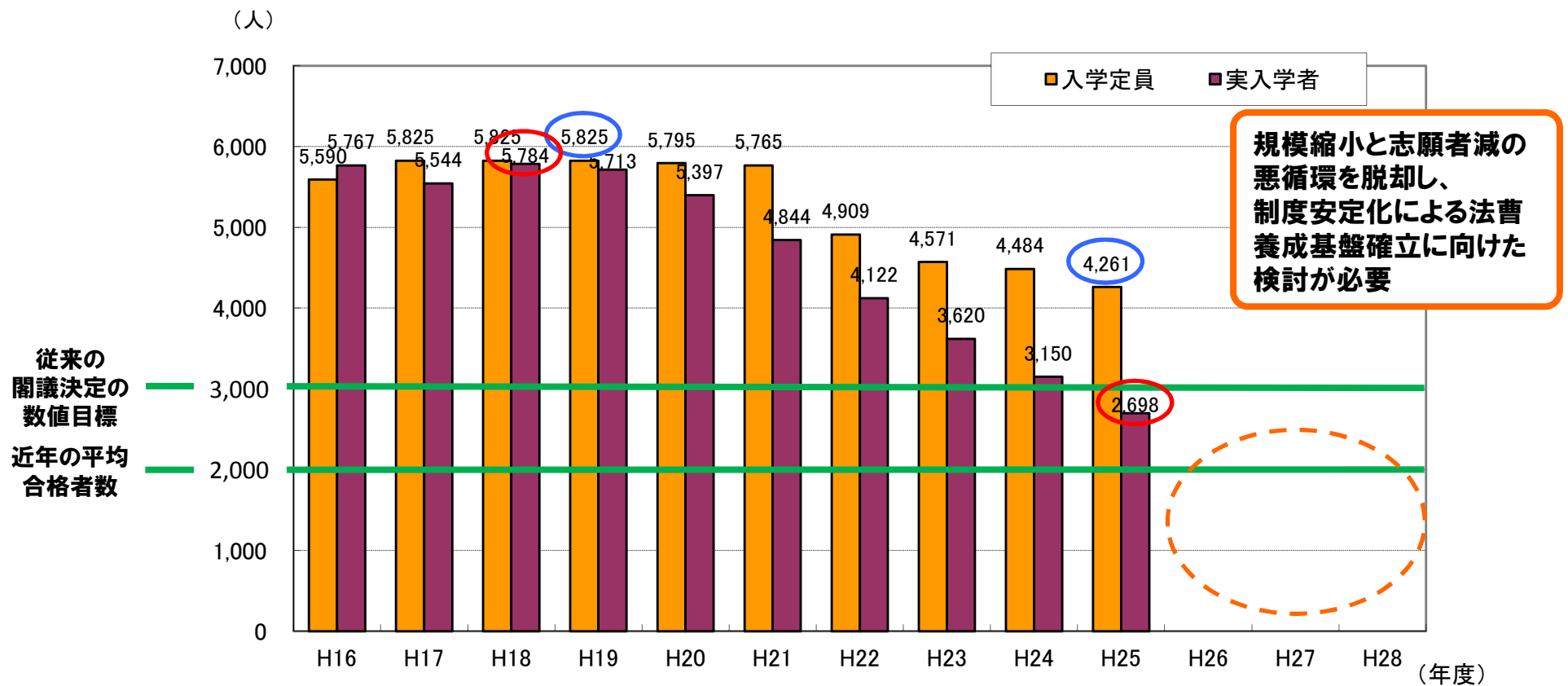
- ・ 共通到達度確認試験(仮称)の提案など法学未修者教育の充実方策の検討状況を、中教審WGが経過報告

◎法科大学院を中核とするプロセス養成の充実に向けた改革を実施<sub>2</sub>

# 入学定員の適正化の経過（法科大学院全体の状況）

## これまでの成果

- ① **入学定員の削減**：平成22年度から、全ての法科大学院が削減（約30%の減）
- ② **競争倍率の確保**：合格者数を抑制し、実入学者数も、大幅減少（50%強の減）



（注）グラフ中、「青い囲み」は入学定員のピーク時から現在までの減少の推移、また、「赤い囲み」は実入学者数のピーク時から現在までの減少の推移。

# 志願者数、入学定員及び実入学者数の推移

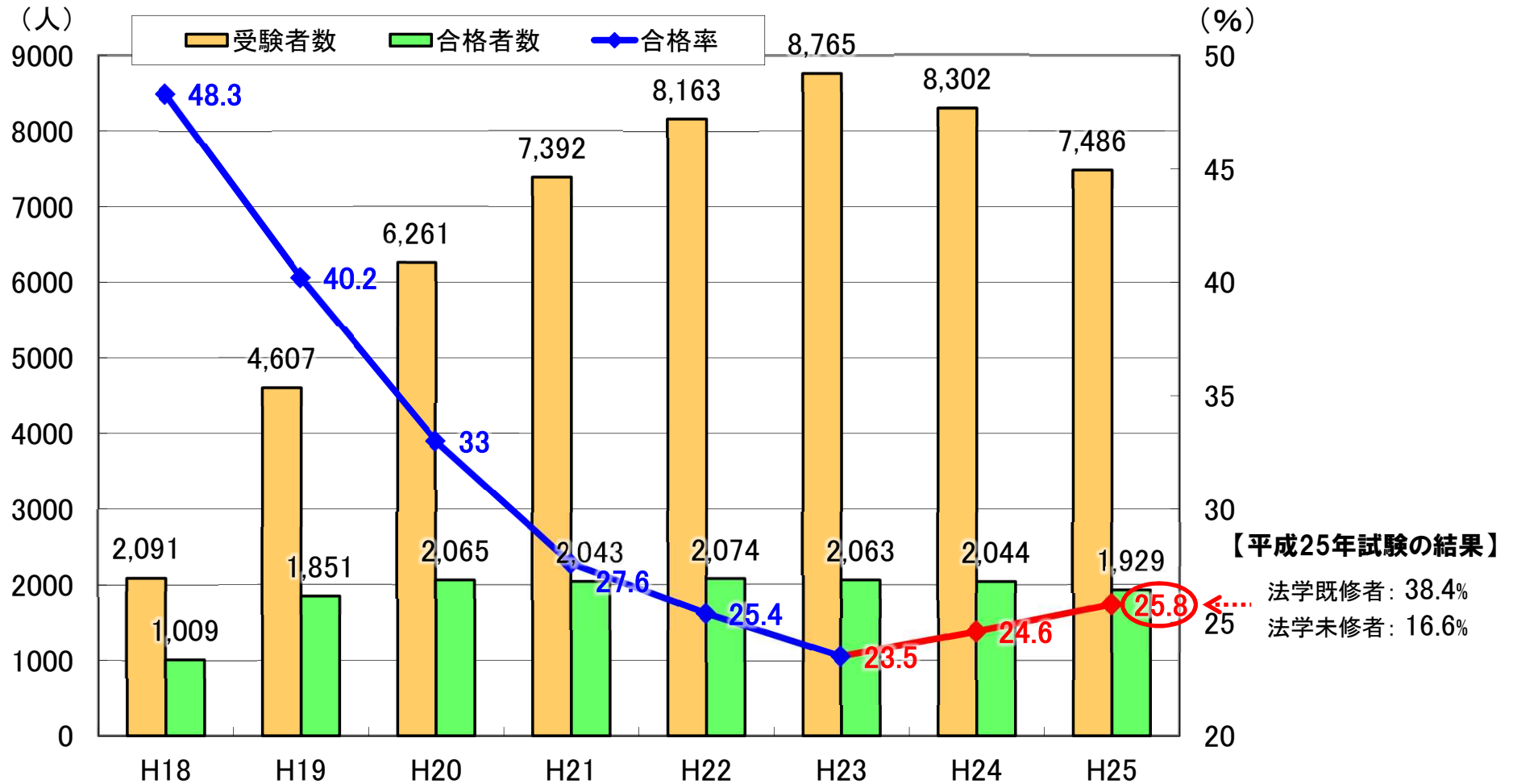
- ・ 司法試験合格率の低迷等を背景に、法科大学院志願者数や入学者数が減少。
- ・ 特に、**法学未修者**(主として社会人、法学部以外の出身者)が**大幅に減少**。

※( )内の数字は、ピーク時を100としたときの割合

年度	志願者数	入学定員	入学者数	法学既修者	法学未修者
平成16年度	72,800	5,590	5,767 (99.7)	2,350 (108)	3,417 (94.8)
平成17年度	41,756	5,825	5,544 (95.9)	2,063 (94.7)	3,481 (96.6)
平成18年度	40,341	5,825	5,784 (100)	2,179 (100)	3,605 (100)
平成19年度	45,207	5,825	5,713 (98.7)	2,169 (99.5)	3,544 (98.3)
平成20年度	39,555	5,795	5,397 (93.3)	2,066 (94.8)	3,331 (92.4)
平成21年度	29,714	5,765	4,844 (83.7)	2,021 (92.7)	2,823 (78.3)
平成22年度	24,014	4,909	4,122 (71.3)	1,923 (88.3)	2,199 (61)
平成23年度	22,927	4,571	3,620 (62.6)	1,916 (87.9)	1,704 (47.3)
平成24年度	18,446	4,484	3,150 (54.5)	1,825 (83.8)	1,325 (36.8)
平成25年度	13,924	4,261	2,698 (46.5)	1,617 (74.2)	1,081 (30)

# 司法試験合格率のこれまでの推移

- ・ 平成22年頃に合格者数を年間3,000人とするとの政府目標は実現せず。
- ・ 受験者数が累増し、合格者数が頭打ちのため、合格率は低下傾向だったが、平成24年から上昇。



※平成24年及び平成25年の結果については、予備試験合格者の受験者数及び合格者数を除いて算出。

## 司法試験の合格状況（既修者6～7割、未修者3～4割）

- ・ 年度別修了者の累積合格率について、**既修者は約6～7割と当初目指していた合格率にほぼ達する状況。**
- ・ 一方、**未修者は約3～4割と低迷しており、このことが全体の合格率を引き下げる要因となっている。**

修了年度	修了者数		累積合格者数			累積合格率			
	既修者	未修者	既修者	未修者	既修者	未修者	既修者	未修者	
平成17年度修了者 (平成18～22年受験可)	2,176	—	2,176	—	1,518	—	69.8%	69.8%	—
平成18年度修了者 (平成19～23年受験可)	4,418	2,564	1,854	2,564	2,188	1,012	49.5%	63.4%	39.5%
平成19年度修了者 (平成20～24年受験可)	4,911	2,862	2,049	2,862	2,273	932	46.3%	65.4%	32.6%
平成20年度修了者 (平成21～25年受験可)	4,994	2,927	2,067	2,927	2,355	935	47.2%	68.7%	31.9%
平成21年度修了者 (平成22～25年受験可)	4,792	2,845	1,947	2,845	2,208	916	46.1%	66.4%	32.2%
平成22年度修了者 (平成23～25年受験可)	4,535	2,645	1,890	2,645	1,991	840	43.9%	60.9%	31.8%
平成23年度修了者 (平成24～25年受験可)	3,937	2,165	1,772	2,165	1,478	538	37.5%	53.0%	24.8%
平成24年度修了者 (平成25年受験可)	3,457	1,675	1,782	1,675	1,067	280	30.9%	44.2%	16.7%

5年3回終了

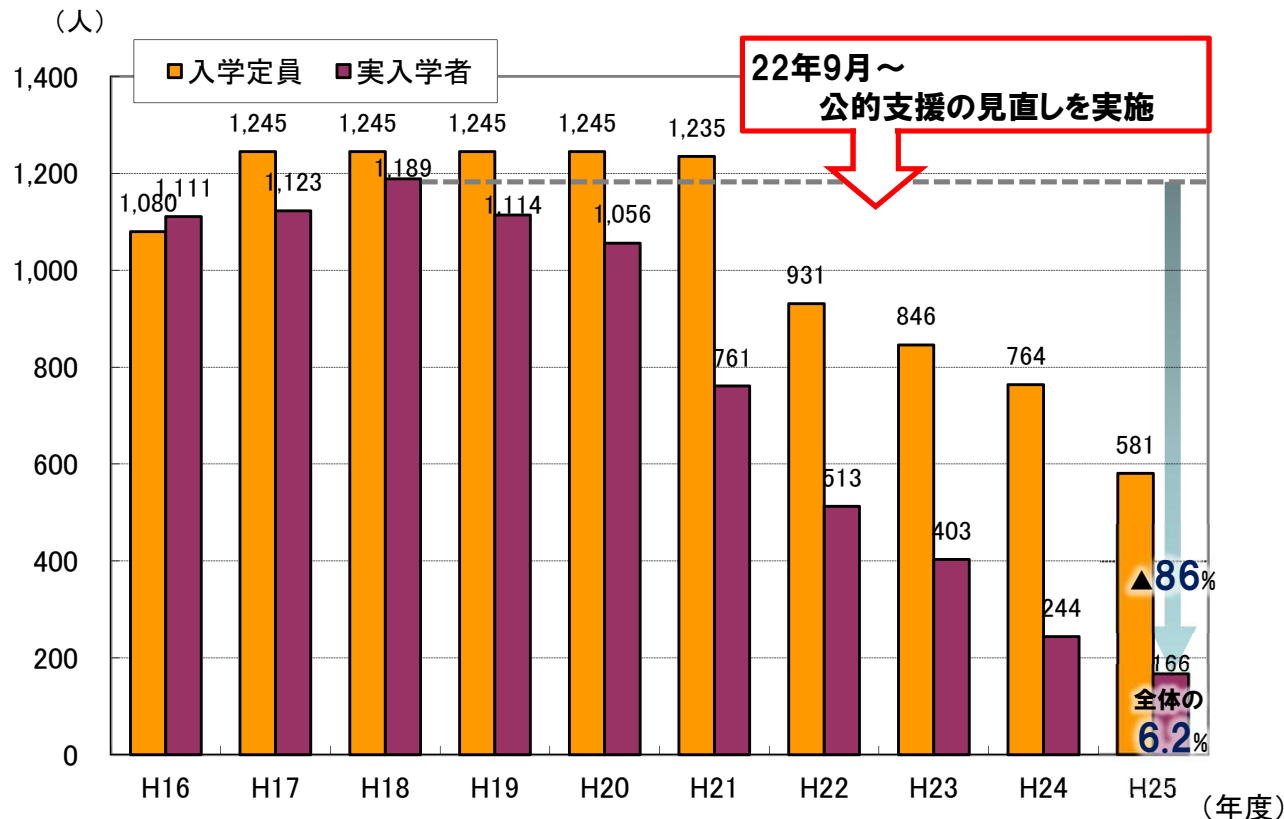
概ね3回終了

3回未了

# 課題を抱える法科大学院の入口などの状況

- ・ 『合格率に課題がある法科大学院』では、ピーク時に比べ、実入学者数が約**86%減と大幅に減少**
- ・ 学生募集停止を公表した法科大学院は**8校**

## 司法試験合格率が全国平均の半分未満の法科大学院**24校**の状況



### (参考) 学生募集停止を公表した法科大学院

22年表明  
姫路獨協大学 (23年4月停止、25年3月廃止)

23年表明  
大宮法科大学院大学 (25年4月停止)  
※桐蔭横浜大学と統合

24年表明  
明治学院大学 (25年4月停止)  
駿河台大学 (25年4月停止)  
神戸学院大学 (25年4月停止)

25年表明  
東北学院大学 (26年4月停止予定)  
大阪学院大学 (26年4月停止予定)  
島根大学 (27年4月停止予定)

**計8校**

※ このほか、学生募集停止を検討中である旨公表している法科大学院は2校

なお、上記課題を抱える **24校** の中には、

- ・ 既に学生募集停止を公表した法科大学院 **8校** のほか、
- ・ 地域適正配置や社会人対応等の特性を有する法科大学院が含まれている



# プロセス養成の導入による教育的な効果

プロセス養成の導入・運用の結果、以下に掲げる**教育的な効果が実現**できるようになった

## 在学生等からの指摘

### 1. 多様な人材の受入れの実現

- 法科大学院がなければ他学部出身の自分は法律家になろうとは思わなかった。多くの人にチャンスを与える制度。
- 社会人学生がいることで、限られた時間で効率よく学習する姿勢や、様々な社会経験を学ぶことができる。

### 2. 教育課程を通じて法的素養を培う教育方法等の確立

- 法科大学院の教育においては、多角的な側面から一つの事象を検討することで法的能力を涵養する機会となっている。
- 昔は大教室の授業に加えて予備校に通っていたが、今の法科大学院生は少人数で密度の濃い授業を受けている。

### 3. リーガルマインドに基づく課題解決能力等の涵養

- 法科大学院で学んだリーガルマインドで、過去の判例がないものを解決する、考える力がついてきた。
- 法科大学院は、利害特定能力、利害調整能力、論理的説得能力という社会のあらゆる場面で機能する、価値の高い能力を学ぶ場となっている。

### 4. 体験的な学修機会の提供

- エクスターンシップでは、「紙一枚でその人の人生が決まる」という状況等を経験し、プロフェッショナルとして自分が人に影響を与えることになる心構えを学んだ。
- NGOのエクスターンシップを通じて、国際的な人権活動にどう役立てるか、自分のキャリアをしっかりと考える機会となった。

### 5. 理論と実務の架橋の確立

- 実務家となった場合に問題をどう解決するか、現場において事情が複雑に絡まったものをどう解きほぐしていくかというところを教えてくれる。
- 実務家と研究者が共同で教えてくれるリーガルクリニックは法科大学院でないとできない。

## 修了生、受入れ側の指摘

### 【修了生】

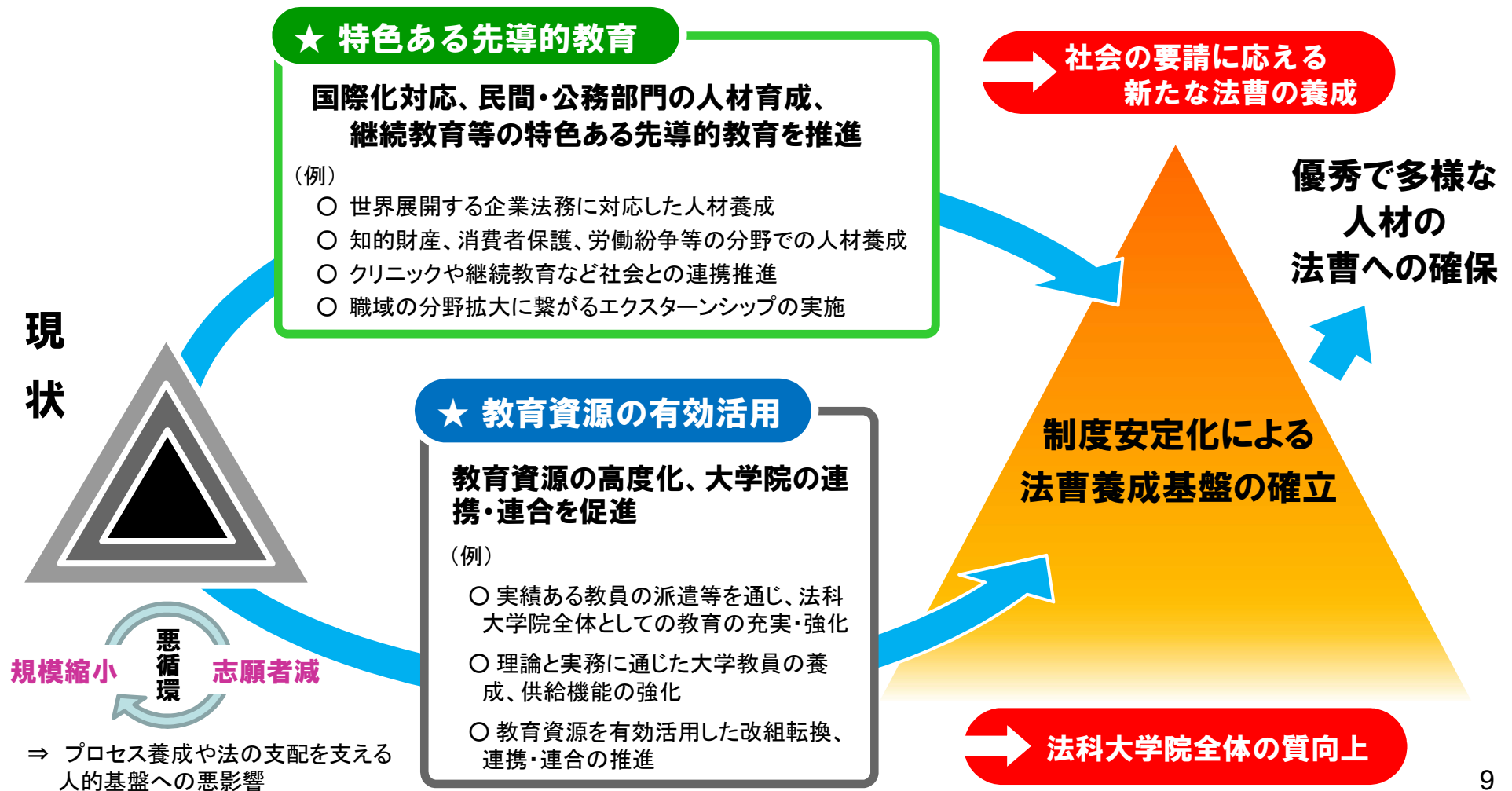
- 法科大学院を修了し、離島の事務所で活動する弁護士、難民問題、国際人権問題に取り組む弁護士、企業法務や国家公務員として活動する者から、法科大学院の学修成果が実際の活動に役立っている事例が報告されている。
- 原賠ADRのようにマニュアルがない仕事に直面したときに、法科大学院での基礎的な法的思考の訓練が効いてくると感じた。
- 離島での法律相談では様々な分野のものを一手に引き受けるのだが、そのときには、法科大学院で学んだ法的な考え方をフル稼働して対応していくことになる。
- 経営コンサルタントから弁護士に転身し、経営の分かる法律家を目指しているが、法科大学院ができていなければ、この道を目指そうとは思わなかった。

### 【受入れ側】

- 地方弁護士事務所、企業、地方自治体など受入れ側から、法科大学院修了生の受入れ状況やその強み等について報告されている。
- 企業、官公庁、地方自治体、国際活動のいずれの分野でも、活躍する弁護士の数の増加が見られる。
- 様々なリサーチ能力やコミュニケーション能力を含め、知識を活かす・使いこなす方法を身につけている。
- 社会経験から問題意識を持って法曹を志した他分野出身の弁護士が一つの層として生まれ始めている。

# 法科大学院の浮揚のための具体的方策（イメージ）案

- 法科大学院教育の浮揚のため、全体としての質の向上を図る
  - 法科大学院相互の連携強化により、教育資源を有効に活用し、全体の質向上に資する
- 法曹養成制度改革の理念を実現するため、国際化対応、民間・公務部門の人材育成、継続教育等を充実する
  - 特色ある先導的教育の推進を通じて、社会の要請に応える新たな法曹を育成し、職域拡大にも資する



# 政府決定に基づく法科大学院教育の改善に向けた取組の方向性

## 文部科学省におけるこれまでの取組

文部科学省では、制度創設以降、司法試験合格率の低迷や、それに伴う教育の質の向上に対し、

### ◎ 教育体制の見直し

(例): 公的支援の見直し  
入学定員の縮減  
競争倍率の確保の指導 等

### ◎ 教育の質向上に向けた総合的な改善方策

(例): 教育の質の改善  
評価システムの改善  
入学者の質の確保 等

に取り組んできたところ



更に、近年は、

- 法科大学院毎の差の拡大
- 法学未修者教育の充実の必要性

といった課題に対して、

- ◎ 公的支援の更なる見直しの実施
- ◎ 法学未修者教育の充実に向けた方策の検討

などに取り組み、一定の成果を挙げてきたところ

更に

本年7月

閣僚会議決定に基づき、  
法科大学院については、  
以下の施策の推進

### 【改善の方向性①】

- ・ 入学定員の削減や  
組織見直しの促進

### 【改善の方向性②】

- ・ 充実した法曹養成  
教育ができる法科  
大学院への支援の  
検討

### 【改善の方向性③】

- ・ 共通到達度確認  
試験(仮称)など、  
教育の質の向上の  
検討

## 今後の取組とその方向性

### 先行実施

#### 『公的支援の見直しの更なる強化策』の公表 (25.11)

- 現在、**各法科大学院**では、この公表を受けて
- ・ 司法試験や入学者選抜等の**状況の改善**
  - ・ 加算の可能性のある**先導的取組の提案**  
**に向けた検討に着手**

+

### 今後更に検討・実施

中央教育審議会において、

#### ① 『抜本的な組織見直しの促進』の検討

- 認証評価の抜本的な見直し、連合・連携、改組転換の促進、組織見直しを促進するため必要な措置の課題の整理について、**WGの経過報告を実施**

#### ② 『共通到達度確認試験の基本設計等』の検討

- 共通到達度確認試験(仮称)の基本設計や法学未修者教育の充実方策について、**WGの経過報告を実施**

#### ③ その他『教育の質の向上』の検討

- 上記①、②を含め、
- ・ 法科大学院による活動領域拡大の取組
  - ・ 飛び入学等を活用した養成期間の短縮
  - ・ 法律実務基礎教育の充実
  - ・ 継続教育機関としての役割の充実

などについて、**中教審法科大学院特別委員会において議論を継続中**

# 「公的支援の見直しの更なる強化策」の基本的な考え方

■ 法曹養成制度関係閣僚会議決定を踏まえ、入学定員の適正化を含む抜本的な組織見直しを加速する必要があることから、平成25年11月に「公的支援の見直しの更なる強化策」を決定。

- ◎ 司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など**多様な指標に基づき3類型に分類**
- ◎ 各類型に関し、**現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定**
- ◎ その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連合などの**優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設**

27年度

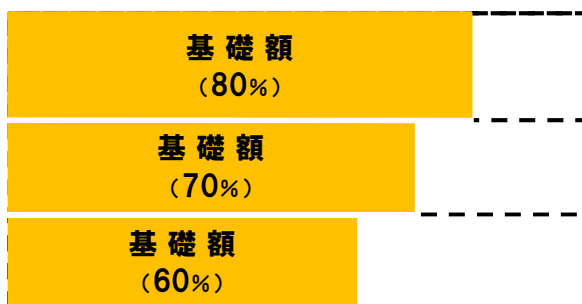
第1



加算の可能性がある取組例

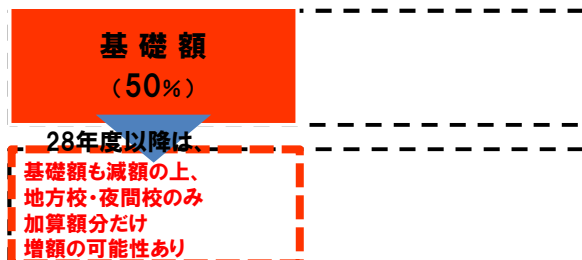
- 教育システム構築
- 教育プログラム開発、就職支援
- 他類型該当校支援プログラム

第2



- 教育プログラム開発、就職支援
- 連合、連携

第3



- 連合  
(28年度以降は地方校・夜間校のみが対象)

※ 加算額の算定の局面で入学者選抜の競争倍率を勘案し、額に反映。

# 組織見直しの促進のための改善方策の方向性（中教審での検討状況）

## 組織見直し促進の3つの改善方策

### ① 公的支援の抜本的な見直し

公的支援の見直しの更なる強化策の着実な実施を通じ、全法科大学院を対象に、入学定員の見直しなど抜本的な組織見直しを加速

### ② 認証評価の抜本的な見直し

認証評価の適格認定の改善等に向けて、評価基準や評価方法、組織見直しとの関連付けの在り方について抜本的に見直し

### ③ 連合・連携、改組転換の促進

既設の法科大学院に対し、連合・連携、改組転換など、移行していく具体的な組織形態の種類を示すことにより、組織見直しを促進

## 具体的な方策の検討状況

【※『公的支援の見直しの更なる強化策』を着実に推進】

### 認証評価の抜本的な見直し

- 法科大学院の実態を的確に判定できるよう、司法試験の合格状況や教育活動等に関する指標を充実する
- 不適格の判定がばらつかぬよう重要な評価基準の統一化や評価方法を見直す
- 課題が深刻な法科大学院について認証評価期間を短縮する
- 適格認定後、状況変化が認められる場合は当該課題の改善を求める

### 連合・連携、改組転換の促進

- 課題解決、教育力向上に資する連合大学院への改組や統廃合を促進
- 教育資源を結集した共同教育課程の設置や実質的な連携を促進
- 課題が深刻な法科大学院がそれまでのノウハウを活用し、法曹養成以外を目的とする教育組織への改組転換を促進

➡ 文部科学省としては、認証評価の抜本的な見直しとともに、大学教育の特性を踏まえつつ、課題が深刻な法科大学院における抜本的な組織見直し等を加速させることを目指す

# 共通到達度確認試験(仮称)や法学未修者教育の充実方策の方向性 (中教審での検討状況)

## I 共通到達度確認試験(仮称)の基本設計

### 【基本設計】

確認試験については、**教育の質の保証**の観点から、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に**進級判定を行う仕組み**として、

- ・ **教育課程で学修した内容**に関し、その**進級時に学生の到達度等を確認**し、その後の学修・進路指導や進級判定等に活用
- ・ 学生が全国規模の比較の中で**自らの学修到達度を把握**することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用を目的に、以下のような基本設計を検討

### (時期、対象者及び試験科目)

実施時期	対象者	試験科目
1年次の学年末	法学未修者1年次在籍者	憲法・民法・刑法(共通科目)
2年次の学年末	法学未修者2年次在籍者 法学既修者1年次在籍者	憲法・民法・刑法(共通科目) その他の科目 (民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法)

### (その他実施に必要な事項)

- 確認試験の実施・位置付け、難易度、試験方法などの具体化は、**今後試行による検証作業を通じて修正・変更**
- 確認試験と司法試験との関係は、法科大学院の学修が過度に知識偏重とならぬよう留意しつつ、今後、**法務省等関係省庁とも連携しながら検討・調整**

## II 法学未修者教育の充実方策

- 法学未修者に対する法律基本科目の**単位数の増加や、配当年次の在り方の見直し**を検討
- 多様な学修経験等を有する法学未修者に、**展開・先端科目群などの一部履修の軽減**などの措置を検討
- 上記取組を適正に評価できるよう**評価基準等の見直し**の検討

## III 法曹以外への進路を目指す者に対する取組の充実

- 修了後、公務や企業法務を希望する者への**就職支援の充実方策等**を検討
- 在学生の適性等に応じた**他研究科への転科促進**を検討
- 法曹以外の人材育成を行う**新たなコースの設定**や、**新たな教育組織への改組転換**の促進を検討



文部科学省としては、確認試験に関し、具体的な制度設計を進めるために試行に向けた準備に着手するとともに、法学未修者教育の充実方策等に向けた速やかな取組を目指す

# 今後想定される改善に向けたスケジュール

